

## 厚生労働委員会の質疑

国会は、本年度予算を成立させて順調に滑り出したものの、財務省の文書書換え問題、防衛省のイラク日報問題、加計学園獣医学部新設への官邸の関与疑惑等のあおりを受け、予算関連法案や日切れ法案をはじめ、衆参両院での法案審議にも少なからず影響が出ています。

参議院厚生労働委員会は、4月12日に15年振りの改正となる食品衛生法改正案の審議を行いました。

平成15年の前回改正時は、BSE（牛海綿状脳症）発生への対応や中国産冷凍食品から基準値を超過した残留農薬が相次いで検出されたことなどを受け、食品の安全性に関する危機管理体制の整備や国民の食に対する不安を解消するため、内閣府に食品安全委員会が設置され、包括的な食品安全を確保する「食品安全基本法」が制定され、これに併せて、残留農薬のポジティブリスト導入や食品監視体制の強化等を内容とする、食品衛生法の改正が行われました。

15年振りとなる今回は、少子高齢化や働き方の多様化などにより、調理食品や外食・中食へのニーズが高まり、ノロウイルス、カンピロバクターなどによる食中毒の発生が高止まりし、広域化していること、高齢化の進行や国民の健康志向の高まりとともに、健康食品の利用が拡大していることなどの社会変化に対応するものとなっています。

今回の質疑で私は、改正項目のうち健康食品に関する事項を取り上げ、先ず大臣に、いわゆる健康食品を含め、その利用が拡大する中で、法改正の意図や今後の行政施策の考え方について伺いました。次いで、いわゆる健康食品の効能効果を暗示させる広告や利用者の体験談などにより、医薬品と誤解している者や、天然・自然由来など、あたかも医薬品より安全かのような誤った認識を持つ者もあることを、広島県地域保健対策協議会が平成27、28年に実施したアンケート調査結果も引用して説明し、消費者に対する広報・啓発活動が重要であることを訴えました。また、「健康食品」という呼称が誤認を生む一因ではないかと指摘し、脱法（合法）ドラッグを危険ドラッグと改め功を奏したことを例に挙げ、呼称の変更を提案しました。

錠剤・カプセル剤形状の機能性表示食品について、日本薬剤師会が各県の薬剤師会検査センターにおいて実施した崩壊試験の結果、崩壊しない製品が複数認められたとの報告書を消費者庁にも提供していることを踏まえ、機能性表示食品の健全な育成のためにも、そうした情報が消費者に正しく伝わるよう、その対応を要望しました。また、かかりつけ薬剤師指導料の算定要件の一つに、患者さんの処方薬、要指導医薬品、一般用医薬品に加え健康食品についても把握することと記され、薬剤師の関与が重要であることを訴え、大臣のご理解を

得て質問を終えました。

政府が最重要法案に位置づける、働き方改革関連法案をはじめ、重要法案の審議や外交・防衛・経済など国民生活に影響を及ぼす喫緊の課題に対し、引き続き真摯に取り組んで参りたいと思います。